

開 発 審 査 会 基 準 第 16 号

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が、自己の業務用のもの（社会福祉施設の一部を他の社会福祉事業を経営する者が使用する場合を含む。）で、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設の設置及び運営が別表の国の定める基準に適合し、社会福祉施設の許認可権限を有する社会福祉施設担当部局（以下「社会福祉施設担当部局」という。）と十分な連絡調整がとれたものであること。
- 2 別表に掲げる施設のうち、福祉サービスを受ける通所者又は入所者が直接利用する施設であること。ただし、やむを得ず当該施設に附属して設けられる訪問介護ステーション等の社会福祉施設については、この限りではない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- 4 市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないものであること。
- 5 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

別表

| 関係法 | 施設名 | 国の定める基準 | 社会福祉施設担当部局 |
|--------------------|-------------|--|---|
| (第1種社会福祉事業) | | | |
| 生活保護法 | 救護施設 | 救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号) | 県(地域福祉センター) |
| | 更生施設 | | |
| | 授産施設 | | |
| | 宿所提供施設 | | |
| 児童福祉法 | 乳児院 | 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号) | 県(児童家庭課) |
| | 母子生活支援施設 | | |
| | 児童養護施設 | | |
| | 知的障害児施設 | | 県(障害福祉課) |
| | 知的障害児通園施設 | | |
| | 盲ろうあ児施設 | | |
| | 肢体不自由児施設 | | |
| | 重症心身障害児施設 | | 県(児童家庭課) |
| | 情緒障害児短期治療施設 | | |
| | 児童自立支援施設 | | |
| 老人福祉法 | 養護老人ホーム | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号) | 県(高齢福祉課) |
| | 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号) | |
| | 軽費老人ホーム | 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号) | 市、社会福祉法人：県(福祉相談センター) / 市及び社会福祉法人以外：県(高齢福祉課) |
| 障害者自立支援法 | 障害者支援施設 | 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号) | 県(障害福祉課) |
| 障害者自立支援法附則第41条第1項 | 身体障害者更生施設 | 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第54号) | |
| | 身体障害者療護施設 | | |
| | 身体障害者授産施設 | | |
| 障害者自立支援法附則第58条第1項 | 知的障害者更生施設 | 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号) | |
| | 知的障害者授産施設 | | |
| | 知的障害者通勤寮 | | |

| | | | |
|----------------------|--------------|---|---------------------|
| 売春防止法 | 婦人保護施設 | 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号） | 県（児童家庭課） |
| （第 2 種社会福祉事業） | | | |
| 児童福祉法 | 児童自立生活援助事業所 | 児童自立生活援助事業実施要綱（平成 10 年 4 月 22 日付け児発第 344 号 厚生労働省児童家庭局長通知） | 県（児童家庭課） |
| | 放課後児童健全育成事業所 | 放課後子どもプラン推進事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 文科生第 587 号・雇児発第 0330039 号）文部科学省生涯学習政策・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 | 県（子育て支援課） |
| | 子育て短期支援事業所 | 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号） | 県（児童家庭課） |
| | 乳児家庭全戸訪問事業所 | 乳幼児全戸訪問事業ガイドラインについて（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 316001 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 | |
| | 養育支援訪問事業所 | 養育支援訪問ガイドラインについて（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 316002 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 | |
| | 地域子育て支援拠点事業所 | 児童環境づくり基盤整備事業の実施について（平成 9 年 6 月 5 日付け児発第 396 号厚生労働省児童家庭局長通知）／愛知県児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 17 年 9 月 22 日施行） | |
| | 一時預かり事業所 | 保育対策等促進事業の実施について（平成 20 年 6 月 9 日付け雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）／愛知県保育対策等促進事業実施要綱（平成 21 年 8 月 4 日施行） | |
| | 小規模住居型児童養育施設 | 小規模住居型児童養育事業の運営について（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児発第 331011 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 | 県（児童家庭課） |
| | 助産施設 | 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） | 県（児童家庭課） |
| | 保育所 | | 民間：県（子育て支援課）／民間以外：市 |

| | | | |
|-----------|--------------------|--|-------------|
| | 児童厚生施設 | 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）／児童館の設置運営要綱（平成 2 年 8 月 7 日付け厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知）、標準的児童遊園設置運営要綱（平成 4 年 3 月 26 日付け児育第 8 号厚生省児童家庭局育成課長通知） | 県（子育て支援課） |
| | 児童家庭支援センター | 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） | 県（児童家庭課） |
| 母子及び寡婦福祉法 | 母子家庭等日常生活支援事業所 | 母子寡婦福祉法施行規則 | 県（児童家庭課） |
| | 寡婦日常生活支援事業所 | | |
| | 母子福祉センター | 母子福祉施設設置要綱（昭和 40 年厚生省令第 145 号） | |
| | 母子休養ホーム | | |
| 老人福祉法 | 老人居宅介護等事業所（訪問介護） | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号） | 県（福祉相談センター） |
| | 同（夜間対応型訪問介護） | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号） | 市 |
| | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号） | 市 |
| | 認知症対応型老人共同生活援助事業所 | | |
| | 老人デイサービスセンター（通所介護） | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号） | 県（福祉相談センター） |
| | 同（認知症対応型通所介護） | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号） | 市 |
| | 老人短期入所施設 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号） | 県（福祉相談センター） |
| | 老人福祉センター | 老人福祉法による老人福祉センター設置及び運営について（昭和 52 年社老第 48 号） | 県（福祉相談センター） |
| | 老人介護支援センター | 老人（在宅）介護支援センターの運営について（平成 18 年老発第 0331003 号）別紙 | 県（高齢福祉課） |
| 障害者自立支援法 | 障害福祉サービス事業所 | 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号） | 県（障害福祉課） |

| | | | |
|-----------------|--|---|-------------|
| | 地域活動支援センター | 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚労令第175号） | 市 |
| | 福祉ホーム | 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚労令第176号） | |
| 身体障害者福祉法 | 身体障害者生活訓練等事業所 | 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第73号） | 県（障害福祉課） |
| | 介助犬訓練施設 | 身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号） | |
| | 聴導犬訓練施設 | | |
| | 身体障害者福祉センター | 身体障害者社会参加の支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号） | |
| | 補装具製作事業所 | | |
| | 盲導犬訓練施設 | 同／身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号） | |
| 視聴覚障害者情報提供施設 | 身体障害者社会参加の支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号） | | |
| 障害者自立支援法附則第48条 | 精神障害者生活訓練施設 | 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号） | 県（障害福祉課） |
| | 精神障害者授産施設 | | |
| | 精神障害者福祉ホーム | | |
| | 精神障害者福祉工場 | | |
| 社会福祉法 | 隣保館 | 隣保館の設置及び運営について（平成14年8月29日付け厚生労働省発援第0829002号）別紙「隣保館設置運営要綱」 | 県（人権同和対策室） |
| （更生保護事業） | | | |
| 更生保護事業法 | 更生保護施設 | 更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（平成14年法務省令第37号） | 国（名古屋保護観察所） |

開発審査会基準第16号の運用基準

平成22年3月19日承認

- 1 基準第1項の「社会福祉施設担当部局と十分な連絡調整がとれたもの」とは、計画規模が適正であり、開設見込みが確実であると社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
- 2 基準第3項第1号に規定する「医療施設、社会福祉施設等」とは、次の各号の一に該当するものであること。
 - (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は第2項に規定する診療所
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設
 - (3) 老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第94条に規定する介護老人保健施設
- 3 基準第3項第2号に規定する「当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その必要性について、社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
 - (1) 通所又は当該施設からの通学時の安全確保に特に配慮を要する場合
 - (2) 施設の特性から安全を確保するため、静穏な環境を必要とする場合
 - (3) 運動場等を必要とする施設で市街化区域での用地確保が困難な場合
- 4 基準第3項第3号に該当する「当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その効果について社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
 - (1) 当該申請地周辺の農林水産資源（農地・山林等、農林水産物及び当該生産者が有する技能等）又は温泉等の天然資源を活用する場合
 - (2) 当該申請地周辺のボランティア団体等の人的資源を活用する場合
 - (3) 当該申請地周辺の優れた自然環境を活用する場合